

鳥取縣公報

昭和二十四年八月十

中國科學院圖書館
1958年8月17日
本館藏
課題研究室
送交
二號

規則

◆鳥取縣規則第七十五號

地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）に基き臨時建築制限規則施行細則を次のように定める。

昭和二十四年八月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第一條 臨時建築制限規則（以下規則といふ）第十一條

届書（正副二通）は建築地を管轄する土木出張所長（鳥取、郡家土木出張所長を除く以下同じ）を経由し

て提出しなければならない。

土木出張所長は規則第十六條の規定により申請書を受

るものとする。

五、農家、漁家の經營規模等に關する市町村長の別記

様式二による証明書

第三條 工事施行者は規則第十九條の規定による着手届

書竣工届書若しくは工事取やめ届書を遅滞なく土木出
張所長を経由して提出しなければならない。

第四條 市街地建築物法並びに同法關係法令による申請
書、届書又は竣工届書等を提出する必要ある場合にお
いては規則による申請書又は届書と併行して提出しな
ければならない。

第五條 規則による許可済届済後において建築敷地若し
くは名儀を変更しようとする者は別記様式四による届
書正副二通に許可証又は届済証若しくはそれぞれの寫
を添付して知事の承認を受けなければならぬ。

附 則

この規則は昭和二十四年七月一日から適用する。

様式一

手持資材入手経路

資材種目	規 格 数	量 (入手 (主務官庁から割当を受た) 経路 (場合にも同様に記入する)
七、板硝子		平方尺

其の他	年	月	日
六、セメント			
五、鋼材			
四、亞鉛鉄板			
三、針金			
二、釘			
一、木 (素材)			
石			

様式二

手持資材入手経路

右建築資材については 月 日附建築申請 (又は
届出) の建築物建築用資材にして現在手持準備いたし
ております。

住所 鳥取縣 郡(市) 村(町) 番地

氏名 氏名

私事本日臨時建築制限規則により 郡(市) 村(町)

番地に建築物等の築造(用途変更)許可申請しま

したが申請の土地建物等につき臨時建築制限規則に關
聯した他の法令其他については左記の通り事實に相違
ありません万一右申請につき許可を受けた後左記々載
事項が事實と相違してゐる事が判明した際又は他より
異議の申立あつて記載事項が立証出來ない時は許可を
受けた建築物等につき如何様の処分を受けても異議は
申立てません

一昭和 年 月 日

氏名 印

一、都市計画法

(鳥取市、米子市、倉吉町、境町、岩井町、東伯郡
小鴨村) (新、増、改、移)

○該當してゐません

○別紙市町村長建築承認書の通りです

○別紙市町村長建築承認書の通りです

二、農地調整法(全般)(新、増、移)

○該當してゐません

○申請の敷地は宅地で現在農耕してゐません

○農地ではありますか別紙の通り市町村農地委員会
(縣知事) から承認(許可)を得てゐます

三、敷地の所有權、地上權について
(全般)(新、増、改、移)

○該當してゐません

○私の土地であつて他人に貸与又は賃借契約はし
てゐません

四、建物の所有權、使用權について
(全般)(建築、用變)

○該當してゐません

○私の建物であつて他人に貸与又は賃借契約はし
てゐません

○私の建物ではありませんが別紙の通り建物所有者より私が築造（用途変更）して支障ない旨の承諾を得てゐます

五、特別都市計画法

(境町) (新・増・改・移)

・○該当してゐません

○別紙の通り縣知事から許可を得てゐます

○別紙の通り縣知事から許可を得てゐます
障ありません

様式三

農家漁家附帶設備整備に関する証明願

臨時建築制限規則により 月 日付をもつて 市郡

町村 番地に農（漁）家附帶建築物の築造につ

いて許可申請をいたします。

ついては左記事項に付事実相違なき旨の御証明方御願

いたします。

年 月 日 住 所 氏 名 印

種 別	從來よりの現況	將來の計画
養蚕	掃立量 (年間一回平均量)	

三、副業状況

水 菜 園 (同)	桑 園 (同)	果 実 園 (同)	葉 煙 草 園 (同)	三種 こうぞ園 (同)	計
牛 馬	綿羊、豚	其他			

其 他

四、漁業状況

種 目 数 量 摘 要

漁業用器具

其 他

五、同居者人員状況

同 居 者

但し右は¹同一保有米による生活構成人員であります

²同一配給通帳による構成人員であります

右各項共事実に相違なきことを証明する。

年 月 日

住所 氏名、名称

一、建築敷地又は建築主の名儀変更に対する事由

右の通り建築敷地又は名儀を変更いたしたいので御届

出ます

年 月 日

右変更せんとする者の住所氏名又は名称印

右により名儀変更爲した者の住所氏名又は名称印

鳥取縣知事 宛

告 示

◆鳥取縣告示第四百三十五号

昭和二十四年八月四日七月定期縣會の議決を経た昭和二十四年度鳥取縣歲入歲出追加更正予算（同日議決追加予算も含む）及び昭和二十四年度特別會計災害救助基金歲入歲出追加予算昭和二十四年度特別會計無畜農家解消事業費歲入歲出追加予算は次の通りである。

昭和二十四年八月十二日

一、変更なさんとする名儀人の住所氏名及名称

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

様式四 正副

市 郡 村 町

町長名印

建築敷地の変更（又は名儀変更）届書

一、変更なさんとする建築敷地の地名番号

昭和24年度鳥取縣歲入歲出追加更正予算

昭和24年度鳥取縣歲入歲出追加更正予算		歲 入		歲 出	
款 項	追加更正予算額	備考	歲 入	歲 出	
1 縣 稅	3,080,910		10 縣 廉	6 雜 入	200,000
3 地方配付稅			1 縣 債		12,580,000
3 分擔金及び負担金	50,000				12,580,000
4 使用料及手數料	1,643,400				35,275,692
2 手數料	1,643,400				
5 國庫支出金	17,044,428				
1 國庫負担金	4,236,318		3 道路橋梁費	340,000	
2 國庫補助金	2,808,110		9 災害土木費	24,421,881	
6 寄附金	283,200		11 土木諸費	275,000	
1 寄附金	283,200		5 教育費		200,000
8 緑誠金	285,000		19 体育保健費	25,036,881	
1 前年度緑誠金	285,000		6 社会及び労働施設費	100,000	
9 雜收入	358,764		2 社会福祉費	2,557,908	
2 弁償金及び報償金	152,454		3 兒童福祉費	46,810	
			8 住宅費	2,411,098	
				100,000	
5 物品売拂代	6,300				
6 雜 入	200,000				
10 縣 廉	12,580,000				
1 縣 債	12,580,000				
歲入合計	3,080,910				
歲出合計	35,275,692				
昭和24年度鳥取縣歲入歲出追加更正予算		歲 入		歲 出	
款 項	追加予算額	備考	歲 入	歲 出	
7 保健衛生費	2,009,157		6 逃外費	204,200	
7 鳥族昆蟲驅除費	1,863,957		9 雜支出	65,000	
9 公衆衛生取締費	102,000				
11 衛生諸費	43,200				
8 產業経済費	4,192,300				
1 農業費	1,650,000				
2 畜産業費	940,000		1 公企業及び財産收入	30,000	
4 水産業費	589,800		1 諸收入	30,000	
6 商工業費	586,300				
7 物資調整費	205,000		歲入合計	30,000	
8 農地制度改良費	△58,800				
9 開拓事業費	280,000		1 社会及び労働施設費	30,000	
10 統計調査費	291,446		1 災害救助費	30,000	
1 統計調査費	291,446				
11 選舉費	558,800				
2 農地委員選舉費	558,800				
13 諸支出金	329,200				
4 縣政企画調査費	60,000		2 雜收入	150,000	
			1 物品売拂代金	150,000	
5 物品売拂代	6,300				
6 雜 入	200,000				
10 縣 廉	12,580,000				
1 縣 債	12,580,000				
歲入合計	3,080,910				
歲出合計	35,275,692				
昭和24年度鳥取縣歲入歲出追加予算		歲 入		歲 出	
款 項	追加予算額	備考	歲 入	歲 出	
7 保健衛生費	2,009,157		6 逃外費	204,200	
7 鳥族昆蟲驅除費	1,863,957		9 雜支出	65,000	
9 公衆衛生取締費	102,000				
11 衛生諸費	43,200				
8 產業経済費	4,192,300				
1 農業費	1,650,000				
2 畜産業費	940,000		1 公企業及び財産收入	30,000	
4 水産業費	589,800		1 諸收入	30,000	
6 商工業費	586,300				
7 物資調整費	205,000		歲入合計	30,000	
8 農地制度改良費	△58,800				
9 開拓事業費	280,000		1 社会及び労働施設費	30,000	
10 統計調査費	291,446		1 災害救助費	30,000	
1 統計調査費	291,446				
11 選舉費	558,800				
2 農地委員選舉費	558,800				
13 諸支出金	329,200				
4 縣政企画調査費	60,000		2 雜收入	150,000	
			1 物品売拂代金	150,000	
5 物品売拂代	6,300				
6 雜 入	200,000				
10 縣 廉	12,580,000				
1 縣 債	12,580,000				
歲入合計	3,080,910				
歲出合計	35,275,692				

ことができる。

鳥取縣開拓審議会部会規程

第一條 鳥取縣開拓審議會規程第六條により鳥取縣開拓審議會(以下審議會といふ)に適地調査部会、入植者選衡部会、金融部会、地方審査部会を置く。

第二條 適地調査部会は左の事項を分掌する。

一、開拓適地選定基準(以下基準といふ)に定められた特別調査を行うこと

二、国有地内の開拓適地調査を行うこと

三、審議會が開拓適地の判定に關し諸問を受けた場合これについて専門技術的な審議を行うこと

四、基準の第一七の〔〕により基準に關する審議を行うこと

第三條 入植者選衡部会は左の事項を分掌する

一、助成入植者(全額、一部)の選衡について知事の

諸問を受けた場合これについて審議すること

二、地元増反者及び非助成入植者の選衡(別途本省よりの通達により決定する)

第四條 金輔部会は左の事項を分掌する

一、開拓者金融法第一條の規定による資金の貸付をする

二、同法第二條第二号から第四号までの規定による時償還の請求をすること

三、同法第五條の規定による支拂猶予をすること

前項の各号について知事の諸問を受けた場合これにつけて審議する。

- 第五條 地方審査部会は各地方事務所ごとに置き左の事項を分掌する。
- 一、基準に定められた特別調査を行うこと。
 - 二、市町村農地委員会が開拓適地として選定しようとする地区についてその提出した開拓適地調査書に基き適地を審議すること。
 - 三、關係地區内において自ら適地調査を行い適地と認めたものについては市町村農地委員会に対し買収を勧告しその都度知事に報告するものとする。

但し第一号及び第二号を審議會適地調査部会で行う場合はこの限りでない。

第六條 各部会は部会長、委員を以て組織する。

第七條 部会長は農地部長を以て部会に屬する委員

は会長これを指名する。

第八條 各部会に関する一般事項については審議會規程を準用するものとする。

◆鳥取縣告示第四百三十八号

鳥取縣地方労働委員會労働者委員桶川信雄死亡に因り、その補欠委員を任命したいから、各労働組合は労働組合法施行令第二十一條の規定により左記により委員候補者の推薦を行わせたい。

昭和二十四年八月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣地方労働委員會労働委員(補欠)候補者

推薦手続

一、推薦資格

- 一、被推薦資格
- 二、推薦資格認定に関する臨時措置
- 三、知事は推薦書添付の資料により労働組合の推薦資格を調査し労働組合法第二條及び第五條第二項の規定に適合すると認められるものにあつては便宜地方労働委員會に其の資料を送付し、証明の措置をする。

四、推薦期間

八月十二日より八月三十一日までの二十日間

五、推薦すべき委員候補者の数

推薦すべき委員候補者数は三人以内

六、推薦書様式

推薦書の様式は別記の通り

(別記) (推薦書様式)

年

月 日

鳥取縣知事西尾愛治殿

推 薦 書

(推薦組合名印)

労働組合法施行令第二十一條第一項の規定により鳥取縣地方労働委員会労働者委員(補欠)候補者として左記の者を推薦する。

なお本組合は何月何日附を以て鳥取縣地方労働委員会より適法組合であることを証明されているから申添える。

- (推薦要領)
- 他組合の組合員を推薦してもよい。
 - 國家公務員及び政令第二〇一号の適用を受ける地方公共團体の職員は委員となることに制限があるかがなくなるまでの者(労働組合法第十九條第八項該當者)及び公職追放令該当者は委員となれないから推薦しないこと。
 - 補欠委員は一名であるが概ね三名以内を推薦すること。
 - 組合規約及びその他参考となるもの(法二條關係)

氏名	年令	所屬組合及び地	所屬職場名及び地位	略歴	備考
甲野一郎	二十五	○○商會労組合執行委員長	○○商會販賣部事務員	別紙として記載すること。	労働問題に対する意
乙野二郎	三五	○○工作所行委員副執委長	○○工作所上部工作員	履歴書を添付すること。	思想、性行に對する意

(例) 記	
氏名	甲野一郎
年令	二十五
所屬組合及び地	○○商會労組合執行委員長
略歴	別紙として記載すること。
備考	労働問題に対する意

六、推薦書は八月三十一日午後五時までに労政課又は最寄の労政事務所に必着するよう提出すること。

七、推薦手続につき疑義の点は労政課又は労政事務所につき照会すること。

◇鳥取縣告示第四百三十九号

助産婦名簿から次の者を取消した。

昭和二十四年八月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍 所	氏名 生年月日	名簿取消年月日
東伯郡大誠村東園三十三番地	永田 つる 明治三十二年五月三日	昭和二年八月五日
同北谷村沢谷一八番屋敷	野島千代野 同三十一年四月六日	同
同旭村小河内七番屋敷	向井 茂美 同三十四年十二月八日	同
同竹田村穴鴨四五九番地	安田 なか 同十八年四月三十日	同
日野郡黒坂町黒坂一番屋敷	長谷部ひでの 文久元年九月一日	同
氣高郡大正村古海九五番地	横川 玉枝 明治四十四年十月十五日	同
鳥取市川端三丁目二九番地	福島 すゝ 同十七年五月五日	同
千葉縣山武郡鶴岡村埴谷一、〇〇九番地	浜辺 はま 同二十九年十二月十日	同
鳥取市西町一二七番地	細田卯一郎方	同
氣高郡千代水村安長三一五番地	鳥取市元大工町一一番地	辻 かね 同十二年六月十一日
同勝谷村中園一六五番地	鳥取市片原三丁目二七番地ノ一	中山 節 同三十八年一月二十一日
岩美郡津ノ井村生山二〇番地	米子市西町八六番地	飲田 ムメ 同三十年十月一日
同新品治町八七番地	同	井上 ひで 慶應二年四月二十九日
同	同	同

鳥取市西町三二三番地	同上	小橋 ちよ 安政六年一月二十一日	同
同茶町三三番地	同上	卯里 鶴之 明治二十四年十二月十五日	同
東伯郡泊村原五八八番地	同上	中崎 未野 同三十一年二月二十八日	同
日野郡江尾町江尾二、一〇五番地	東伯郡上北條村新田八一番地ノ一	田口美弥子 同三十二年二月二十八日	同
東伯郡由良町妻波二四番屋敷	同上	綱本 よし 同二年四月九日	同
同高城村上福田四二六番地	同上	石原 さの 同八年十月二十二日	同
同南谷村大鳥居一六番屋敷	同上	青木 とよ 同十一年八月十四日	同
同長瀬村長瀬二六九番屋敷	同上	戸田しゅん 同二十四年四月一日	同
同大誠村瀬戸四一六番地	東伯郡倉吉町仲之町七九八番地	後藤倭文枝 同三月十六日	同
同八橋町八橋一、七一二番地	同東岩倉町二、二三八番地	足立 恭 同十二年十二月十一日	同
同古布庄村杉地第一八番屋敷	同上	同	同
岡山縣都窪郡菅生村西坂七九七番地	同魚町四〇番屋敷	渡辺 愛子 同三十八年十二月二十八日	同
東伯郡上井町清谷四九〇番地	東伯郡倉吉町西町五五番屋敷	山田 つち 同六年九月十三日	同
同矢送村大字闕金八四番屋敷	同上	菊留 とみ 同十二年十一月三十日	同
米子市中町五三番地	同上	漆原 くみ 安政元年	同
同立町一丁目九二番地	同上	倉敷 とめ 明治二十二年二月九日	同
	安井 まん 同十七年三月二十八日	同	同
同西倉吉町三四番地	米子市東町二二六番地	同	同
西伯郡光徳村西坪五三番屋敷	同道笑町二丁目六九番地	岡本 たに 同三年四月三日	同
廣島縣豊田郡河内村河戸二四八番地	同日野町八八番地	角田ちよの 同二十六年二月二十三日	同
鳥取市湯所町二八番地	同宮ノ町八番地	内田 あい 同二十七年十月十一日	同
米子市西町九一番地	同錦町二丁目五三番地	堀川 つち 同十一年八月十日	同
同天神町三丁目一五番地	同内町六番地	古川 清 同三十二年二月二十八日	同
日野郡神奈川村武庫四三一番地	同上	木村 樹代 同二十九年四月二十五日	同
氣高郡鹿野町鹿野九六四番地ノ第一	同上	石原 八重 同十四年三月三日	同
同寺町九五番地ノ二	同上	青木はるの 同二十六年三月二十三日	同
西伯郡上道村一、一四七番地	同新品治町六三番地	矢部 つね 延慶元年三月十五日	同
岡山縣勝田郡河迈村日上一、〇七四番地	同吉方六〇三番地	松川 吉惠 明治二十九年十一月七日	同
同苦田郡津山町林田町二二番地	同上	秋久 すめ 同二十五年五月二十一日	同
鳥取市大工町頭四三番屋敷	同上	村上 貞弥 同二十四年十二月十二日	同
同大榎町一四番地	同上	山根 きく 同六年九月十三日	同
八頭郡中私都村大字市場五五番屋敷	同上	直宮 とし 延應三年一月十五日	同
東伯郡赤崎町赤崎一、四七三番地	同上	松本 ちう 同二十二年十一月三日	同
鳥取市川外大工町六六番地	同上	原 てる 同二十五年二月十六日	同

同西町二番地

同上

赤堀 そよ 同二十年八月十日

同二階町二丁目二番屋敷

同上

小泉 いね 同九年八月

岡山縣勝田郡植月村植月中四〇四番地 鳥取市大工町頭四番地岡本育子方 高山きの 大正七年八月十八日 同

氣高郡日置谷村藏内一一番地ノ三 同西町三七八番地ノ一

山本 君子 明治四十四年四月二日 同

◆鳥取縣告示第四百四十号
市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のよう
に仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年八月十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所氏名 鳥取市吉方三八六

田 中 繁 治

一、建築物の位置 鳥取市吉方三八六番地

店舗

一、同 用途 木造 鉄板葺 平家建 一棟

一、同 構造 九、九二平方米

一、同 規模 建築面積 突出する部分

同

- 一、許可條件
この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とす
ること。
- 一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内
に無償にてこの建築物を除却すること。

昭和二十四年八月十二日印刷
昭和二十四年八月十二日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
(第三種郵便物認可)記
印 刷 所
鳥取縣鳥取市東町 印 刷 所
鳥取縣鳥取市東町 印 刷 所
鳥取縣鳥取市東町 印 刷 所

◆鳥取縣教育委員會告示第四十二号
左記により鳥取縣教育委員會臨時会を招集する。
昭和二十四年八月十二日
記
一、日 時 昭和二十四年八月十三日午前十一時
一、場 所 鳥取市東町鳥取縣教育委員會委員室
一、附議事項 (一)職員定數に関する件

- 一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に
届出ること。
- 一、知事が必要ないと認めるときはこの許可條件の條
項を増減若しくは変更することがある。
- 一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めた
る事項を守る義務を負うこと。